

名古屋市債権管理推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本市が保有する債権（以下「市債権」という。）について、収入の確保と市民負担の公平に資するよう、債権を所管する局室区及び回収担当課が属する局室区（以下「所管局等」という。）における自律的かつ持続的な管理及び回収を全庁的に推進することを目的として、名古屋市債権管理推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市債権の管理及び回収に関する全市的な方針の決定に関すること
- (2) 所管局等における市債権の管理状況の確認及び情報共有に関すること
- (3) その他市債権の管理に関し委員長が必要であると認めること

（組織）

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は財政局主管副市長とし、副委員長は他の副市長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめその定める順序により、その職務を代理する。
- 4 委員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会議）

第4条 委員長は、必要のつど推進会議を招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（幹事会）

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は財政局税務部長とし、副幹事長は財政局税務部収納対策課長とする。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事長は、必要のつど幹事会を招集する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 推進会議については公開とする。ただし、委員長が必要であると認める場合については非公開とする。

(事務局)

第7条 次の各号に掲げる事項を処理するため、財政局税務部収納対策課に事務局を置く。

- (1) 推進会議及び幹事会における庶務に関すること
- (2) 市債権の管理及び回収に係る企画及び連絡調整に関すること

2 事務局長は財政局税務部長とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

2 この要綱中組織変更に伴う所要の変更については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

委 員	会計室長
委 員	防災危機管理局長
委 員	市長室長
委 員	総務局長
委 員	財政局長
委 員	財政局担当局長（税務）
委 員	スポーツ市民局長
委 員	経済局長
委 員	観光文化交流局長
委 員	環境局長
委 員	健康福祉局長
委 員	子ども青少年局長
委 員	住宅都市局長
委 員	緑政土木局長
委 員	市会事務局長
委 員	監査事務局長
委 員	人事委員会事務局長
委 員	教育長
委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	消防局長
委 員	上下水道局長
委 員	交通局長
委 員	中村区長
委 員	中区長

別表 2

幹 事	会計室会計課長
幹 事	防災危機管理局総務課長
幹 事	市長室秘書課長
幹 事	総務局総務課長
幹 事	財政局総務課長
幹 事	スポーツ市民局総務課長
幹 事	経済局総務課長
幹 事	観光文化交流局総務課長
幹 事	環境局総務課長
幹 事	健康福祉局総務課長
幹 事	子ども青少年局企画経理課長
幹 事	住宅都市局企画経理課長
幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	市会事務局総務課長
幹 事	監査事務局管理課長
幹 事	人事委員会事務局審査課長
幹 事	教育委員会事務局総務部企画経理課長
幹 事	選挙管理委員会事務局選挙課長
幹 事	消防局総務部総務課長
幹 事	上下水道局経営本部企画経理部経理課長
幹 事	交通局営業本部企画財務部財務課長
幹 事	中村区区政部企画経理課長
幹 事	中区区政部企画経理課長